

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
4月26日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（道路建設課）……………一
 - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正（会計課）……………二
 - 歳入の収納の事務の委託（交通規制課）……………二
- 公告
 - 契約の締結（税務課）……………二
 - 周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………三
 - 周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………三
 - 河川法の規定による工作物の保管（河川課）……………三
- 雑報
 - 県報の正誤……………四

山口県告示第四百四十四号



地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、県道通津周東線宗本橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和六年四月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 県道通津周東線宗本橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）
- （一） 工事場所 岩国市玖珂町字向ヶ坪から同市周東町上久原字樋本までの間
- （二） 工事の概要

構	造	延	長	道	路	幅	員
P C二径間連続中空床版形式橋りょう		六六・九メートル		二・〇メートル （車道六・五メートル）			

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- （一） 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和四年山口県告示第三百六十五号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

- （二） 共同企業体の代表者の令和六年四月二十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）のプレストレストコンクリート工事の数値が千百以上であること。

- （三） 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- （一） 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法
 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。
- (三) 申請書等の提出期限
 令和六年五月二十七日 午後四時三十分
- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 電子入札システムを使用して令和六年六月二十六日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。
- 四 その他
 この審査についての問合せは、山口県岩国土木建築事務所(電話〇八二七―二九一―一五四〇)にすること。

山口県告示第四百四十五号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

令和六年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中

一般社団法人山口県自動車協会	山口市葵一丁目五番五八号	一般社団法人山口県自動車協会光支部	〓 島田二丁目二番四八号	平成二二、四、一
----------------	--------------	-------------------	--------------	----------

を削

山口県告示第四百四十六号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和六年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 委託に係る取扱歳入金の種類

パーキング・チケット発給手数料

二 委託を受けた者の名称及び所在地

株式会社CGSコーポレーション

岩国市麻里布町三丁目一四番一四号

三 委託の期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間



(八五) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和六年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

岩国県税事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び予定数量

電気 百三十三万三千九百四十四キロワット時

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和六年三月十八日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

エフビットコミュニケーションズ株式会社 京都市南区東九条室町二三番地

六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)

五千六十五万三千四十八円

七 入札公告日

令和六年二月二日

八 その他

(一) 契約担当者

岩国県税事務所長 田中 康史

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式
最低価格

(八六) 周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和六年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

- 周南都市計画道路三・二・三百二徳山停車場線
- 周南都市計画道路三・三・三百五権現岡田線
- 周南都市計画道路三・四・三百十一泉原金剛山線
- 周南都市計画道路三・四・三百十二沖見今住線
- 周南都市計画道路三・五・三百十九泉原合田藪線
- 周南都市計画道路三・四・三百三十三新宿通線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(八七) 周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和六年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画公園三・二・三百十金剛山公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(八八) 河川法の規定による工作物の保管

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七十五条第四項の規定により、次のとおり工作物を保管しました。

令和六年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保管した工作物の種類、形状及び数量

種 類	形 状	数 量
船外機	次の図のとおり	一基
船舶	次の図のとおり	一隻
栈橋	次の図のとおり	十基

二 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

放置されていた場所 萩市大字平安古町字平安古地先、宇河岸端地内及び地先
除却した日時 令和六年三月十二日午前十時

三 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

保管を始めた日時 令和六年三月十二日午前十時
保管の場所 萩市大字椿東字後小畑五六〇七番地内

四 その他

この工作物についての問合せは、萩土木建築事務所（電話〇八三八―二二一〇〇四）にすること。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供します。）

令和六年四月二十六日印刷
令和六年四月二十六日発行

発行人所

山口県知事庁

正誤

令和六年四月二十三日山口県公告(八二) (一般競争入札の実施)



三	ページ	
上	段	
二	行	
に格付されている	誤	借入れ及び売払いの特Aの等級
有する	正	及び借入れの競争入札参加資格を